

## 発行者情報

### 【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年5月27日
【発行者の名称】	株式会社セールスアカデミー (SalesAcademy Inc.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮脇 伸二
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市中央区天神二丁目3番36号
【電話番号】	(092)771-7185 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部部長 高野 浩次
【担当F-Adviserの名称】	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
【担当F-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白岩 直人
【担当F-Adviserの本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
【担当F-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.jia-ltd.com/">https://www.jia-ltd.com/</a>
【電話番号】	(03)6804-6805
【取引所金融商品市場等に関する事項】	福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社セールスアカデミー <a href="https://www.sales-ac.jp/">https://www.sales-ac.jp/</a> 証券会員制法人福岡証券取引所 <a href="https://www.fse.or.jp/">https://www.fse.or.jp/</a>

#### 【投資者に対する注意事項】

1. Fukuoka PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、Fukuoka PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. Fukuoka PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、Fukuoka PRO Marketにおいては、F-Adviserが重要な役割を担います。Fukuoka PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するF-Adviserを選任する必要があります。F-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、福岡証券取引所のホームページ等に掲げられるFukuoka PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 福岡証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

## 第2 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第20期中間期	第18期	第19期
決算年月	自 2025年9月1日 至 2026年2月28日	自 2023年9月1日 至 2024年8月31日	自 2024年9月1日 至 2025年8月31日
売上高 (千円)	52,310	151,257	157,941
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△22,220	10,612	11,115
当期純利益又は中間純損失(△) (千円)	△14,837	38,418	4,211
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	39,850	39,850	39,850
発行済株式総数 (株)	399,500	799	799
純資産額 (千円)	2,556	13,182	17,394
総資産額 (千円)	69,583	103,412	105,584
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
1株当たり当期純利益又は1株当たり中間純損失 (円)	△37.14	98.19	10.54
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	3.7	12.7	16.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△40,869	14,147	27,554
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	276	△2,807
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△5,067	26,942	△10,719
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	24,721	56,629	70,657

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 第18期会計期間及び第19期会計期間の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第20期中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額については、当社は配当を行っていないため、記載しておりません。

5. 証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第19期(2024年9月1日から2025年8月31日まで)の財務諸表について監査法人やまぶきの監査を受けておりますが、第18期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項に基づき、第20期中間会計期間(2025年9月1日から2026年2月28日まで)の中間財務諸表について、監査法人やまぶきの期中レビューを受けております。

6. 2025年9月18日付けで普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っておりますが、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり中間純損失を算定しております。

## 2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 発行者の状況

2026年2月28日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
5	33.2	4.8	4,068

セグメントの名称	従業員数(名)
全社(共通)	5

- (注) 1. 当社は単一セグメントのため、セグメント別の従業員数は記載を省略しております。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 臨時雇用者を採用しておりませんので、臨時雇用者数は記載していません。

### (2) 労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

### 第3 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

##### (1) 業績

当中間会計期間（2025年9月1日～2026年2月28日）におけるわが国経済は、実質GDP成長率が緩やかなプラス圏で推移し、景気は穏やかな回復基調を維持しました。継続的な賃上げによる所得環境の改善が個人消費を一定程度下支えたほか、設備投資も堅調に推移いたしました。一方で、不安定な為替相場の変動や、緊迫化する地政学リスクに伴う原材料・エネルギー価格の高騰など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

研修市場におきましては、人的資本経営への関心の高まりが一段と加速しています。2025年度の市場規模は、前年度比3.4%増の6,000億円に達すると見込まれており、企業による「人への投資」は活発な状況にあります。特に、価値観の多様化が進む中で、若手社員の早期戦力化や、それらを牽引する管理職層のマネジメント能力向上を目的とした研修需要が引き続き旺盛となっております。

当社は、下期に多くの案件を予定する新入社員研修の準備を着実に推し進めながら、営業職が多数所属する業種を中心とした営業研修、経営層に近づくための管理職研修の需要に的確に対応し、売上利益ともに積み上げ、予算対比計画通りに推移いたしました。

その結果、当中間会計期間の売上高52,310千円、営業損失21,883千円、経常損失22,220千円、中間純損失は14,837千円となりました。

なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較は行っておりません。

また、当社は人材育成事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は24,721千円（前事業年度末比45,936千円減）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較は行っておりません。

###### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果減少した資金は40,869千円となりました。これは主に税引前中間純損失22,220千円、その他の減少額16,811千円の計上等によるものです。

###### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は5,067千円となりました。これは長期借入金の返済による支出5,067千円の計上によるものです。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は、人材育成事業の単一セグメントであり、提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、記載はしていません。

### (2) 受注状況

生産実績と同様の理由により、受注実績に関する記載はしていません。

### (3) 販売実績

当中間会計期間(2025年9月1日～2026年2月28日)における販売実績は、次のとおりであります。なお、当中間会計期間は中間財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較は行っていません。

サービスの名称	販売高(千円)
新入社員研修	10,424
営業研修	6,111
管理職研修	19,351
若手向け研修	11,124
その他研修	5,299
合計	52,310

- (注) 1. 当社の報告セグメントは単一であるため、サービス別毎に記載しております。  
2. 総販売実績に対する販売実績の割合が100分の10以上の相手先が存在しないため、主な相手先別の販売実績等の記載は省略しております。

## 3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

## 4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の発行者情報に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありませんが、証券会員制法人福岡証券取引所が運営を行っております証券市場Fukuoka PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

担当F-Adviserとの契約の解除に関するリスクについて

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、Fukuoka PRO Market上場企業は、福岡証券取引所より認定を受けたいずれかの担当F-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「F-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がF-Adviser契約を締結しているのは株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー(以下、「同社」とします。)であり、同社とのF-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、F-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもF-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当F-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のFukuoka PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<F-Adviser契約上の義務>

- ・特例に定める上場会社の義務を履行するとともに、同社がF-Adviserの義務を履行するために必要な協力を行うこと
- ・取締役会関係資料、株主総会関係資料、経営管理に関する各種資料、その他同社が必要とする資料等を遅滞なく提出すること
- ・必要に応じて特例及び特例施行規則の内容及びその解釈について、同社から指導及び助言を受け、当社はその指導及び助言に従って行動すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでF-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

### ① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日にあたらぬときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下、「産競法」という。)第2条に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
  - ロ 産競法第2条に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
  - ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
- (b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- ② 銀行取引の停止
- 当社が手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分により、銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった場合
- ③ 破産手続、再生手続又は更生手続
- 当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと当社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。
- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
  - b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
  - c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。
    - （a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
    - （b）当社が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
  - b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。
    - （a）Fukuoka PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
    - （b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
  - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと当社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げ

る場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前 (休業日を除外する。) の日

(a) Fukuoka PRO Market の上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにFukuoka PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会 (普通出資者総会を含む。) の決議についての書面による報告を受けた日 (当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議 (委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。) についての書面による報告を受けた日)

c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合 (本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。) は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

#### ⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの (i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為) で定める行為を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

#### ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主 (当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者) が異動した場合 (当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む) において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

#### ⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合

#### ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨 (天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。) が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

#### ⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

#### ⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

#### ⑫ 株式の譲渡制限

当社がFukuoka PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

#### ⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

#### ⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

#### ⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策 (以下「ライツプラン」という。) のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入

時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d Fukuoka PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e Fukuoka PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がFukuoka PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑩ 全部取得

当社がFukuoka PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑪ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がFukuoka PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑫ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは福証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が証券会員制法人福岡証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行情報公表日時点において、F-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

## 5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

当中間会計期間の財政状態につきましては、次のとおりであります。

#### (流動資産)

当中間会計期間末における流動資産は、前事業年度末に比べ42,617千円減少し、34,988千円となりました。これは主に、現金及び預金が45,936千円減少したことによります。

#### (固定資産)

当中間会計期間末における固定資産は、前事業年度末に比べ6,616千円増加し、34,595千円となりました。これは主に、繰延税金資産が7,577千円増加したことによります。

#### (流動負債)

当中間会計期間末における流動負債は、前事業年度末に比べ16,166千円減少し、26,612千円となりました。これは主にその他が16,131千円減少したことによります。

#### (固定負債)

当中間会計期間末における固定負債は、前事業年度末に比べ4,997千円減少し、40,414千円となりました。これは長期借入金が4,997千円減少したことによります。

#### (純資産)

当中間会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ14,837千円減少し、2,556千円となりました。これは主に繰越利益剰余金が14,837千円減少したことによります。

### (3) 経営成績の分析

当中間会計期間における経営成績の概況については、「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

### (4) キャッシュ・フローの状況の分析

当中間会計期間におけるキャッシュ・フローの概況については、「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

### 2 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(2026年2月28日)(株)	公表日現在発行数(2026年5月27日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,598,000	1,198,500	399,500	399,500	福岡証券取引所(Fukuoka PRO Market)	単元株式数100株
計	1,598,000	1,198,500	399,500	399,500	—	—

- (注) 1. 2025年9月8日開催の取締役会決議により、2025年9月18日付で普通株式1株を500株に分割しております。これにより株式数は398,701株増加し、399,500株となっております。
2. 2025年9月17日開催の臨時株主総会決議により、定款の変更が行われ、2025年9月18日付で発行可能株式総数は1,594,804株増加し、1,598,000株となっております。
3. 2025年9月17日開催の臨時株主総会決議により、定款の変更が行われ、2025年9月18日付で1単元を100株に変更しております。
4. 2025年12月26日をもって、当社株式は福岡証券取引所Fukuoka PRO Marketに上場しております。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年9月18日(注)	398,701	399,500	—	39,850	—	29,850

- (注) 2025年9月8日開催の取締役会決議により、2025年9月18日付けで普通株式1株につき500株の割合で株式分割をしております。これにより株式数は398,701株増加し、399,500株となっております。

## (6) 【大株主の状況】

2026年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合(%)
宮脇 伸二	福岡県福岡市早良区	161,400	40.40
合同会社KNサンク福岡	福岡県福岡市中央区天神二丁目2番12号	140,000	35.04
宮脇 久	福岡市中央区	17,500	4.38
高橋株式会社	福岡県久留米市諏訪野町2378	8,000	2.00
廣田商事株式会社	福岡県福岡市中央区港二丁目8番25号	7,500	1.88
畑本 仁	東京都世田谷区	7,500	1.88
田中 衛	静岡県浜松市中区	7,500	1.88
植木 一夫	福岡県福岡市早良区	5,000	1.25
國兼 康男	東京都世田谷区	5,000	1.25
清澄 由美子	福岡県福岡市早良区	4,000	1.00
計	—	363,400	90.96

(注) 合同会社KNサンク福岡は当社代表取締役社長 宮脇伸二の資産管理会社であります。

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2026年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 399,500	3,995	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	399,500	—	—
総株主の議決権	—	3,995	—

(注) 1. 2025年9月8日開催の取締役会決議により、2025年9月18日付で普通株式1株を500株に分割しております。これにより株式数は398,701株増加し、399,500株となっております。

2. 2025年9月17日開催の臨時株主総会決議により、定款の変更が行われ、2025年9月18日付で1単元を100株に変更しております。

## ② 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【株価の推移】

### 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月
最高（円）	—	—	—	630	—	—
最低（円）	—	—	—	630	—	—

（注）1 最高・最低株価は福岡証券取引所 Fukuoka PRO Marketにおけるものであります。

2 当社株式は、2025年12月26日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

3 2026年1月から2026年2月については売買実績がありません。

## 3 【役員状況】

当事業年度の発行者情報の公表後、当中間発行者情報公表までの役員の異動はありません。

## 第6 【経理の状況】

### 1 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。

(2) 当社の中間財務諸表は、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第115条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

(3) 当社は、前中間会計期間(2024年9月1日から2025年2月28日まで)の中間財務諸表は作成していないため、前中間会計期間に係る比較情報は記載しておりません。

### 2 監査証明について

当社は、証券会員制法人福岡証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第127条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年9月1日から2026年2月28日まで)の中間財務諸表について、監査法人やまぶきによる期中レビューを受けております。

### 3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年8月31日)	当中間会計期間 (2026年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	70,657	24,721
売掛金	2,571	1,243
前払費用	4,343	8,171
その他	32	852
流動資産合計	77,605	34,988
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,654	1,654
減価償却累計額	△532	△651
建物(純額)	1,121	1,003
工具、器具及び備品	501	501
減価償却累計額	△501	△501
工具、器具及び備品(純額)	0	0
有形固定資産合計	1,121	1,003
無形固定資産		
ソフトウェア	2,710	2,011
無形固定資産合計	2,710	2,011
投資その他の資産		
繰延税金資産	22,744	30,322
その他	1,401	1,257
投資その他の資産合計	24,146	31,579
固定資産合計	27,978	34,595
資産合計	105,584	69,583

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年8月31日)	当中間会計期間 (2026年2月28日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	10,204	10,134
賞与引当金	980	1,210
未払法人税等	388	194
その他	31,205	15,073
流動負債合計	42,778	26,612
固定負債		
長期借入金	45,411	40,414
固定負債合計	45,411	40,414
負債合計	88,189	67,026
純資産の部		
株主資本		
資本金	39,850	39,850
資本剰余金	29,850	29,850
利益剰余金	△52,305	△67,143
株主資本合計	17,394	2,556
純資産合計	17,394	2,556
負債純資産合計	105,584	69,583

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
売上高	※1 52,310
売上原価	14,986
売上総利益	37,323
販売費及び一般管理費	※2 59,207
営業損失(△)	△21,883
営業外収益	
受取利息	58
営業外収益合計	58
営業外費用	
支払利息	365
その他	29
営業外費用合計	395
経常損失(△)	△22,220
税引前中間純損失(△)	△22,220
法人税、住民税及び事業税	△7,383
法人税等合計	△7,383
中間純損失(△)	△14,837

## (3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2025年9月1日	
至 2026年2月28日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純損失 (△)	△22,220
減価償却費	816
賞与引当金の増減額 (△は減少)	230
受取利息	△58
支払利息	365
売掛金の増減額 (△は増加)	1,328
前払費用の増減額 (△は増加)	△3,827
その他	△16,811
小計	△40,177
利息の受取額	58
利息の支払額	△365
法人税等の支払額	△397
法人税等の還付額	13
営業活動によるキャッシュ・フロー	△40,869
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△5,067
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,067
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△45,936
現金及び現金同等物の期首残高	70,657
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 24,721

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純損失に当該見積実効税率を乗じて計算しております。ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(中間損益計算書関係)

※1 売上高の季節的変動

当中間会計期間(自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

当社では、中間会計期間以降に売上構成比率の高い新入社員研修の役務の提供が発生するため、通常、中間会計期間の売上高は、中間会計期間以降の売上高と比べ著しく減少する傾向にあります。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
給料手当	14,843千円
支払報酬料	13,067 〃
賞与引当金繰入額	1,210 〃

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
現金及び預金	24,721千円
現金及び現金同等物	24,721千円

(株主資本等関係)

当中間会計期間(自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、人材育成事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は人材育成事業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
一時点で移転されるサービス 一定の期間にわたり移転されるサービス	50,255 2,055
顧客との契約から生じる収益	52,310
外部顧客への売上高	52,310

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2025年9月1日 至 2026年2月28日)
1株当たり中間純損失(△)	△37.14円
(算定上の基礎)	
中間純損失(△)(千円)	△14,837
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純損失(△)(千円)	△14,837
普通株式の期中平均株式数(株)	399,500

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 2025年9月18日付けで普通株式1株につき500株の割合で株式分割を行っておりますが、当中間会計期間の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間純損失を算定しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第二部 【特別情報】

### 第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年5月27日

株式会社セールスアカデミー

取締役会 御中

監査法人やまぶき  
福岡事務所

指定社員 業務執行社員 公認会計士 江口二郎  
指定社員 業務執行社員 公認会計士 内海慎太郎

## 監査人の結論

当監査法人は、証券会員制法人福岡証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第127条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社セールスアカデミーの2025年9月1日から2026年8月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（2025年9月1日から2026年2月28日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社セールスアカデミーの2026年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあ

る。

#### 中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上